

可茂消防事務組合
地球温暖化対策実行計画

平成30年7月

可茂消防事務組合

目 次

I	基本的事項	
	1. 計画の背景	1
	2. 計画の目的	1
	3. 計画の期間	2
	4. 計画の対象	2
II	基本方針等	
	1. 基本方針	2
	2. 温室効果ガスの排出削減に関する方針	2
III	目標及び取組項目	
	1. 削減目標	3
	2. 具体的な取組項目	4
IV	計画の推進・点検	
	1. 計画の実行	7
	2. 管理体制の推進	7
	(参考) 地球温暖化対策項目別取組状況点検表	8

I 基本的事項

1. 計画の背景

平成27年12月にCOP21で採択されたパリ協定や、前年に国連に提出された「日本約束草案」を踏まえ、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が策定されました。この計画は、2020年から2030年までに2013年度を基準年として温室効果ガスを26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋をつけるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことが位置づけられており、国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものです。

このような状況を踏まえ、可茂消防事務組合（以下「本組合」といいます）においても更なる省エネルギー化の実施や再生可能エネルギーの導入への取組が求められています。

2. 計画の目的

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、一部事務組合にも策定が義務づけられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「本計画」といいます。）として策定するものです。本組合の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

【参考】地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- （3～7省略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅延なく、単独で又

は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない

（11～12省略）

3. 計画の期間

計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

4. 計画の対象

対象とする範囲は、本組合の組織及び施設における事務・事業とします。

II 基本方針等

1. 基本方針

本組合は、財やサービスの消費者・購入者、職員の雇用者の立場から自らの事務・事業に関し温室効果ガスの排出抑制に努めます。

このことから、次の2つを基本的な柱として、取組を推進します。

- (1) 環境に配慮した職場づくり
- (2) 職員一人ひとりの環境保全活動の推進

また、これらの取組を効果的に実行するために具体的な方針を定めるとともに、その実施状況を点検、評価し必要に応じて見直しを図ります。

2. 温室効果ガスの排出削減に関する方針

(1) 対象ガス

本計画では、二酸化炭素（CO₂）メタン（CH₄）、一酸化窒素（N₂O）
ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）を
対象とします。

(2) 二酸化炭素

基準年を平成29年度（2017年）とし、平成34年度までの二酸化炭素の削減目標を設定します。

(3) 二酸化炭素以外の温室効果ガス

対象となる事務・事業において、発生源や封入設備の適正な管理と処理

等の取組を推進し、可能な限り排出の抑制に努めます。

Ⅲ 目標及び取組項目

1. 削減目標

実行計画の実施効果を明確にするため、平成29年度を基準として、平成34年度までの削減目標を掲げます。

(1) 二酸化炭素排出量

消防業務の性質上、数値目標を設定して削減することは困難であるため、平成29年度を基準に極力削減するように努めます。

(2) 二酸化炭素以外の削減目標

二酸化炭素以外については、下表のとおり削減目標を設定します。

○直接項目

取組項目	平成34年度目標
庁舎等の省エネルギーの推進	・電気使用量、燃料使用量（LPG、灯油）を5%以上削減

○間接項目

取組項目	平成34年度目標
循環型オフィスの推進	・コピー用紙の使用量を5%以上削減
	・その他の事務用紙類の使用量の削減
	・施設から排出される可燃ごみの削減
	・エコマーク・グリーンマーク等の表示がある製品の購入と使用
	・環境保全意識の高揚を図るための研修実施
	・職員に対して環境保全に関する情報提供

2. 具体的な取組項目

基本方針の2つの柱に沿って、本組合が率先して取り組む行動目標を掲げます。

(1) 環境に配慮した職場づくり

地球温暖化対策や循環型の社会づくりのため、日常の事務等において、技術的、財政的に可能な範囲で、温室効果ガスの排出抑制製品の導入やリサイクル、グリーン購入の推進など、環境負荷の低減に向けて行動することにより、環境に配慮した職場づくりに努めます。

① 庁舎等の省エネルギーの推進

庁舎等の電気使用量やガス等の燃料使用量を削減し、エネルギー利用の抑制を図ります。

具体的な行動

- ・ 昼休み時間や残業時の不必要な照明は消灯する
- ・ 冷暖房時の温度管理を徹底する（冷房28℃、暖房19℃を目安）とともに、カーテン、ブラインドを有効に活用する
- ・ 外出時などOA機器を長時間使用しないときは、電源は切ることを徹底する
- ・ 冷蔵庫、電気ポット等家電製品の効率的な使用を図る

② 循環型オフィスづくりの推進

リデュース、リユース、リサイクルを徹底し、循環型オフィスづくりを推進します。

(1) リデュース（物を捨てないオフィスづくり）

・ ごみの減量化

燃えるごみの処分に伴い排出される二酸化炭素の削減のため、ごみの分別の徹底、リサイクル可能な物品の活用により、ごみの排出量の削減に努めます。

具体的な行動

- ・ 分別収集を徹底する

- ・紙コップ、使い捨ての弁当容器は使用しないように努める
- ・物品の発注時には簡易包装を推進する
- ・詰替え可能品（リターナブル製品）を活用する

- ・用紙類の使用量の削減

具体的な行動

- ・両面コピー、両面印刷、縮小コピーを活用する
- ・使用済み用紙の裏面を活用する
- ・印刷、コピーは必要最小限で行い、ミスコピーの防止に努める
- ・資料の簡素化、共同利用を推進するとともに、会議などにおいてプレゼンテーションソフト等を有効に活用する
- ・電子メール、グループウェアを積極的に利用する
- ・古封筒を再利用する
- ・ペーパーレス化、電子化を推進する

(2) リユース（物を大切に作るオフィスづくり）

- ・備品等の長期使用、廃棄時における適切な処理
物品管理の徹底による事務用品、電気製品等の長期使用、不用となった物品の再利用・交換使用などによって有効利用を図ります。

具体的な行動

- ・不用となった品は所管換え等により再使用する
- ・事務用品、電気製品等は修理するなど長期使用に努める

(3) リサイクル（再資源化を進めるオフィスづくり）

- ・ごみの分別、再資源化の推進
ごみの分別を徹底し、古紙その他のごみの再資源化を推進します。

具体的な行動

- ・古紙回収ボックス等により紙類の再資源化を図る
- ・缶、瓶、ペットボトルの分別を徹底する
- ・所属において生ごみ等の堆肥化を推進する

- ・環境に配慮した製品等の購入・使用

事務用品等について、環境省が示す「グリーン購入取組ガイドライン」に沿って、環境負荷が少なく環境に配慮したグリーン購入、使用を推進します。

具体的な行動

- ・環境負荷の少ない製品（エコマーク、グリーンマーク、再生紙使用マーク等）及びリサイクルルートの確立されている製品の購入、使用を推進する
- ・コピー用紙は、古紙パルプ配合率70%以上とし、可能な限り100%に近づける。

(2) 職員の環境保全活動への積極的な取組

職員一人ひとりが、環境保全について常に意識し、積極的な取組を実践します。

① 積極的な取組

具体的な行動

- ・環境に対する研修、講演会に積極的に参加する
- ・エコドライブの実践

② 地域における環境保全活動の実践

具体的な行動

- ・地域における一斉美化活動等、環境保全活動に積極的に参加する
- ・家庭において、省エネルギー、省資源ごみの分別、排出量の削減に努める

IV 計画の推進・点検

1. 計画の実行

消防本部、各署所は取組項目についてその実践に積極的に努め、各年半期ごとに「地球温暖化対策項目別取組状況点検表」（別紙1）により、取組状況を点検します。

また、推進体制を整備して、計画（Plan）、行動（Do）、点検（Check）、見直し（Action）を繰り返し実践することにより、持続的・発展的な改善を行い、計画の効果的な運用を図ります。

2. 管理体制の推進

本計画を実施・運用していくためには、所属単位で取組を推進していく必要があることから、以下の推進体制により取り組んでいくこととします。

- (1) 本計画の事務局を総務課内におく。
- (2) 各所属長を推進責任者とし、計画の内容・取組目標について職員への周知を図り、職員一人ひとりが目標達成に向けた取組を行っていくものとします。

署 (所) 課名

点検者名

印

点検事項 (各項目ごとに取組状況を○×で評価)		評価
庁舎等の省エネルギーの推進	昼休み時間や残業時の不必要な照明は消灯する	
	冷暖房時の温度管理を徹底する (冷房 28℃、暖房 19℃を目安) とともに、カーテン、ブラインドを有効に活用する	
	外出時など O A 機器を長時間使用しないときは、電源を切ることを徹底する	
	冷蔵庫、電気ポット等家電製品の効率的な使用を図る	
循環型オフィスの推進	分別収集を徹底する	
	紙コップ、使い捨ての弁当容器は使用しないように努める	
	物品の発注時には簡易包装を推進する	
	詰替え可能品 (リターナブル製品) を活用する	
	両面コピー、両面印刷、縮小コピーを活用する	
	使用済み用紙の裏面を活用する	
	印刷、コピーは必要最小限で行い、ミスコピーの防止に努める	
	資料の簡素化、共同利用を推進するとともに、会議などにおいてプレゼンテーションソフト等を有効に活用する	
	電子メール、グループウェアを積極的に活用する	
	ペーパーレス化、電子化を推進する	
	不用となった品は所管換え等により再使用する	
	事務用品、電気製品等は修理するなど長期使用に努める	
	古紙回収ボックス等により紙類の再資源化を図る	
	缶、瓶、ペットボトルの分別を徹底する	
	環境負荷の少ない製品 (エコマーク、グリーンマーク、再生紙使用マーク等) 及びリサイクルルートの確立されている製品の購入、使用を推進する	
	コピー用紙は、古紙パルプ配合率 70%以上とし、可能な限り 100% に近づける	
環境に対する研修、講演会に積極的に参加する		
エコドライブの実践		
地域における一斉美化活動等、環境保全活動に積極的に参加する		
家庭において、省エネルギー、省資源ごみの分別、排出量の削減に努める		